

重要事項説明書

指定訪問看護契約書

指定介護予防訪問看護契約書

個人情報取り扱い同意書

特定非営利活動法人

訪問看護ステーション

ゆいまーる

**訪問看護サービス重要事項説明書**  
**介護予防訪問看護サービス重要事項説明書**

あなた（又はあなたの家族）が利用しようとしている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがありましたら遠慮なく質問してください。

**1 事業者の概要**

事業者名称	特定非営利活動法人 訪問看護ステーションゆいまーる
代表者	理事代表 與那城 節子
所在地・連絡先	東京都武蔵村山市榎3-51-2 サウスウインド1F 電話 042-506-8641 FAX 042-506-8647
設立年月日	2016年7月5日

**2 訪問看護事業所の概要**

事業所名称	特定非営利活動法人 訪問看護ステーションゆいまーる
管理者名	田中 薫
所在地・連絡先	東京都武蔵村山市榎3-51-2 サウスウインド1F 電話 042-506-8641 FAX 042-506-8647
指定年月日	2016年9月1日
事業所番号	1364990026
サービス提供地域	武蔵村山市 立川市 東大和市 小平市 瑞穂町 昭島市
併設事業所名	居宅介護支援事業所 ケアプランセンター ゆいゆい

**3 事業の目的及び運営方針**

事業の目的	私たちは、訪問看護を提供することで、利用者の心身機能の維持向上を目指し、利用者と家族の生活の質を重視した療養生活が維持できるように支援します。 私たち訪問看護師は、訪問看護に必要な知識と技術と人間性を磨き、質の高い訪問看護の提供が出来るように努めます。
運営方針	利用者と家族が穏やかに過ごしていける環境を築き、安全安楽な在宅療養を推進するために必要な地域貢献とその発展を目指します。

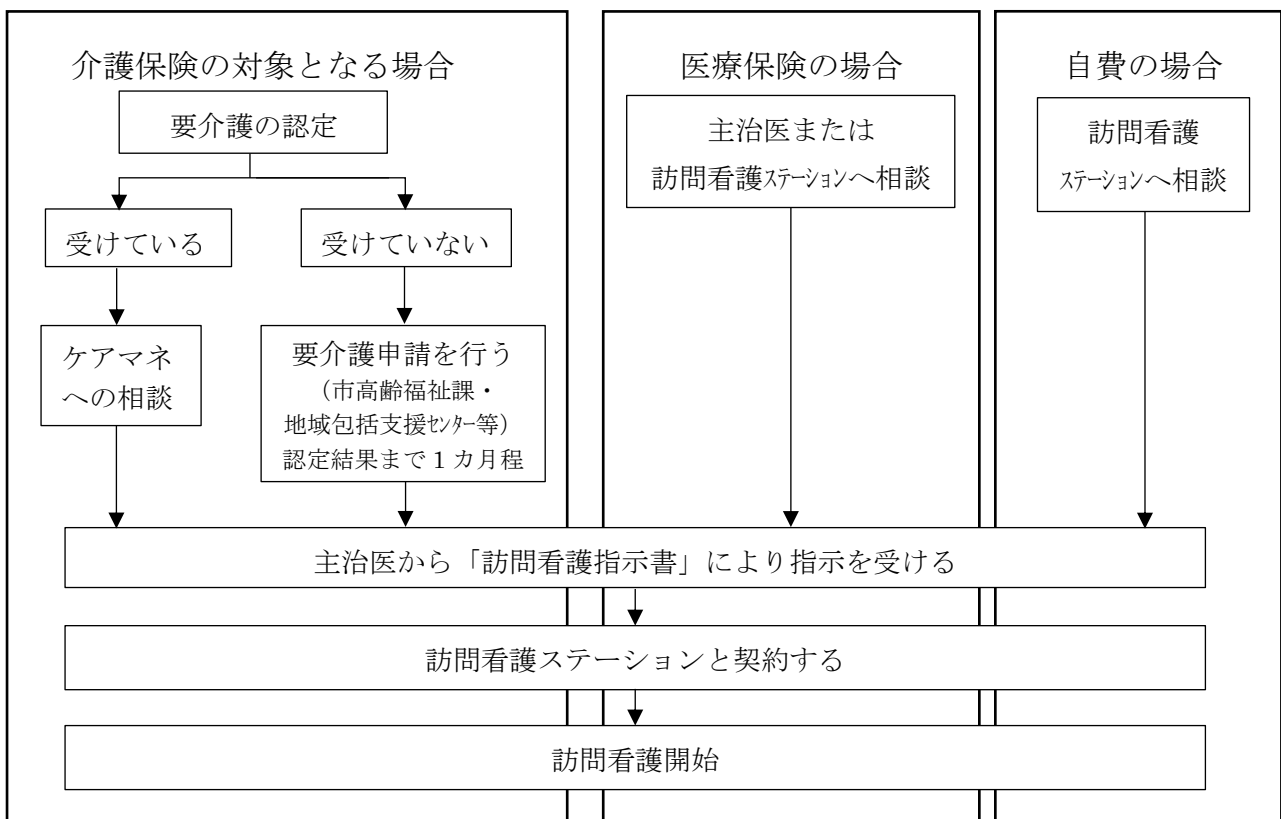
#### 4 職員体制

職 種	常 勤	非常勤	合 計
管理者	1名（看護師兼務）	0名	1名
看護師	5名	1名	6名
理学療法士	2名	0名	2名
作業療法士	0名	1名	1名
介護福祉士	0名	1名	1名
事務員	1名（介護職兼務）	3名	4名

#### 5 営業日・営業時間・定休日

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	午前9時～午後5時30分
定休日	日曜日 祝祭日 12/29～翌年1/3

#### 6 訪問看護を受けるまでの流れ



## 7 サービスの内容

医療的ケア	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 病状・全身状態の観察</li> <li>② 清拭・洗髪等による清潔の保持</li> <li>③ 食事及び排泄等日常生活の世話</li> <li>④ 褥瘡の予防・処置</li> <li>⑤ ターミナルケア</li> <li>⑥ 認知症の看護</li> <li>⑦ 精神・心理ケア</li> <li>⑧ 服薬管理・アドバイス</li> <li>⑨ 療養生活や介護方法の指導</li> <li>⑩ カテーテル等の管理</li> <li>⑪ その他医師の指示による医療処置</li> </ul>
リハビリテーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 在宅におけるリハビリテーション</li> <li>② 療養環境の整備</li> <li>③ 介護者への技術指導・各種助言等</li> </ul>

## 8 利用料

① 訪問看護利用料 <保健師・看護師が訪問看護を行った要介護者の利用料>

サービス提供時間	基本料金	早朝 6 時～8 時 夜間 18 時～22 時	深夜 22 時～早朝 6 時
(利用者負担 <b>1 割</b> )			
20 分未満	328 円	410 円	492 円
30 分未満	491 円	613 円	736 円
30 分以上 60 分未満	858 円	1,072 円	1,287 円
60 分以上 90 分未満	1,176 円	1,470 円	1,764 円
(利用者負担 <b>2 割</b> )			
20 分未満	655 円	818 円	982 円
30 分未満	982 円	1,227 円	1,473 円
30 分以上 60 分未満	1,715 円	2,143 円	2,572 円
60 分以上 90 分未満	2,351 円	2,938 円	3,526 円
(利用者負担 <b>3 割</b> )			
20 分未満	982 円	1,227 円	1,473 円
30 分未満	1,473 円	1,841 円	2,209 円
30 分以上 60 分未満	2,573 円	3,216 円	3,859 円
60 分以上 90 分未満	3,526 円	4,407 円	5,289 円

＜理学療法士・作業療法士が訪問看護を行った**要介護者**の利用料＞

サービス提供時間	基本料金	1割	2割	3割
20分	3,063円	307円	613円	919円
40分	6,126円	613円	1,226円	1,838円
60分	8,273円	828円	1,655円	2,482円

② 予防訪問看護利用料 ＜保健師・看護師が訪問看護を行った**要支援者**の利用料＞

サービス提供時間	基本料金	早朝 6時～8時 夜間 18時～22時	深夜 22時～早朝 6時
<b>(利用者負担 1割)</b>			
20分未満	316円	395円	474円
30分未満	470円	587円	705円
30分以上 60分未満	828円	1,035円	1,242円
60分以上 90分未満	1,136円	1,420円	1,704円
<b>(利用者負担 2割)</b>			
20分未満	632円	790円	948円
30分未満	940円	1,175円	1,410円
30分以上 60分未満	1,655円	2,068円	2,482円
60分以上 90分未満	2,272円	2,840円	3,408円
<b>(利用者負担 3割)</b>			
20分未満	948円	1,185円	1,422円
30分未満	1,410円	1,762円	2,115円
30分以上 60分未満	2,482円	3,102円	3,723円
60分以上 90分未満	3,408円	4,260円	5,112円

＜理学療法士・作業療法士が訪問看護を行った**要支援者**の利用料＞

サービス提供時間	基本料金	1割	2割	3割
20分	2,959円	296円	592円	888円
40分	5,918円	592円	1,184円	1,776円

③ 加 算

上記のサービス提供時間に加え、加算される利用料

項 目	基本料金 1 割	基本料金 2 割	基本料金 3 割	加算内容
初回加算 (初回月のみ)	313 円	626 円	938 円	新規に訪問看護計画を作成し、指定訪問看護を行った場合算定する。
退院時共同指導加算 (1 回又は 2 回)	626 円	1,251 円	1,876 円	退院又は退所するに当たり、訪問看護ステーションの看護師が退院時共同指導を行った後に、指定訪問看護を行った場合算定する（特別な管理を要する者である場合は 2 回）但し、初回加算を算定する場合は算定しない。
緊急時訪問看護加算 II	599 円	1,197 円	1,795 円	利用者の同意を得て 24 時間体制で計画的な訪問以外に必要時、電話相談、緊急訪問を行うことに対して 1 ヶ月に 1 回算定する。
ターミナルケア加算 (死亡月)	2,605 円	5,210 円	7,815 円	在宅で死亡した利用者に対し、死亡日及び死亡前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後 24 時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）算定する。
特別管理加算 I	521 円	1,042 円	1,563 円	在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態。
特別管理加算 II	261 円	521 円	782 円	在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療養法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態。人工肛門又は人工膀胱を設置している状態。真皮を越える褥創の状態。点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態。
複数名訪問看護加算 I 30 分未満 30 分以上	265 円 419 円	530 円 838 円	794 円 1,257 円	1 人で看護を行うのが困難な場合、看護師等が 2 人以上で看護を行った場合に算定する。
複数名訪問看護加算 II 30 分未満 30 分以上	210 円 331 円	419 円 661 円	629 円 991 円	看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合に算定する。
長時間訪問看護加算	313 円	626 円	938 円	特別な管理を必要とする利用者（特別管理加算 I・II）に対し 1 時間 30 分以上の訪問看護を行った場合算定する
看護体制強化加算 II	209 円	417 円	626 円	直近 6 ヶ月間の「緊急時訪問看護加算」「特別管理加算」の算定者割合、直近 12 ヶ月間のターミナルケア加算を算定した利用者数による。
サービス提供体制強化 加算 I（1 回につき）	7 円	13 円	19 円	提供するサービスの質を上げるための取組を行っている事を評価する加算。

- ④ 医療保険による利用料は別紙（訪問看護療養費）にてご案内いたします。
- ⑤ 保険が適用されない利用料は別紙（自費による利用料）にてご案内いたします。
- ⑥ その他

- ・交通費やキャンセル料金はありません。
- ・料金の支払い方法は、毎月月末締めとし翌月 15 日頃までには請求書を発行いたしますので指定の方法でお支払いください。現金支払いの方は、支払い後、領収書をお渡しします。口座振替の方は、28 日前後に引き落としさせていただきます。お支払い確認後、領収書を送付又は訪問時に持参いたします。

## 9 緊急時の対応について

サービス提供中に利用者に病状の急変が生じた場合には、速やかに主治医へ連絡を行い指示に従います。又、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医	主治医名	
	医療機関名	
	所在地及び連絡先	
ご家族	緊急連絡先（続柄）	( )
	住所	
	電話番号	自宅 携帯

## 10 事故発生時の対応について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村	武蔵村山市高齢福祉課 電話：042-590-1233
	東大和市介護保険課 電話：042-563-2111
居宅介護支援事業者	事業所名 担当ケアマネ
	連絡先

## 11 サービスについての相談・苦情窓口

当訪問看護ステーションが提供するサービスについての苦情、相談対応について、利用者の苦情やご相談には面接、電話、書面で随時受け付け、迅速かつ適切に対応致します。

相談・苦情担当者	田中 薫 電話：042-506-8641
武蔵村山市高齢福祉課	武蔵村山市学園4-5-1 電話：042-590-1233
東大和市介護保険課	東大和市中央3-930 電話：042-563-2111
東京都国民健康保険 団体連合会	千代田区飯田橋3-5-1 電話：03-6238-0177（直通）

尚、事業者は下記の賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	ステーション賠償責任保険
補償の概要	事業者が業務に起因して利用者に身体障害を与え、また財物を滅失・破損した結果、法律上の損害賠償を負った場合に損害を補償します。

## 12 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。</li> <li>② 事業所及び事業者の使用する者（以下「従業者」という）はサービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。</li> <li>③ この秘密を保持する義務はサービス提供契約が終了した後においても継続します。</li> <li>④ 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とします。</li> </ul>
個人情報の保護について	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等において利用者個人情報を用いませぬ。又、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。</li> <li>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録も含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</li> <li>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内等で訂正を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります）</li> </ul>

### 13 非常時・災害時の対応について（ウイルス感染等含む）

- ① 利用者の居住区域において、訪問できない何らかの災害等が発生した場合は、予定されている訪問を急遽、取りやめる場合があります。但し、事前に連絡又は連絡手段が確保できた時点で連絡を入れ調整させていただきます。
- ② 気象庁による警報発令時、又は大雨・強風・積雪等の悪天候、自然災害等によりサービスの実施が著しく危険であると事業所が判断した時には、事業所からの申し出により訪問日程の中止又は変更をお願いする場合があります。
- ③ 他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告して下さい。

### 14 業務継続計画（BCP）の策定等について

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

### 15 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権擁護・虐待防止等のために次に掲げるとおり必要な体制の整備を行います。

- ① 虐待防止に関する担当者は 田中 薫 とします。
- ② 虐待防止委員会を設置し定期的に行います。
- ③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に行います。
- ④ サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族又は養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報します。

### 16 身体的拘束等について

- ① 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- ② 身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録として残します。

### 17 衛生管理等

事業所において感染症が発生し又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

## 18 サービスの利用にあたっての留意事項

- ① 利用者又は家族の金銭・預貯金通帳・証書・書類等の預かりや各種支払い等に対応できません。
- ② 訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供はお断りします。
- ③ 訪問時に宗教勧誘、政治や営利活動、その他の迷惑行為はお断りします。
- ④ 訪問看護職員よりハラスメントな言動がありましたら、苦情相談窓口へご連絡ください。又、利用者及びその家族より訪問看護職員へのハラスメントな言動がありましたら相談・苦情担当者が対応をさせていただきます。
- ⑤ 身分証明書の携行
  - ・サービス提供担当者等は、身分証明書を携行し初回訪問時及び利用者又はその家族から求められた時は提示を行います。
- ⑥ サービス終了に関しては以下の内容となります。
  - ・利用者の都合でサービスを終了する場合
  - ・利用者が施設や訪問外の地域へ転居した場合
  - ・利用者の要介護認定区分が（自立）と認定された場合
  - ・利用者が亡くなられた場合
  - ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合
  - ・守秘義務に反した場合
  - ・利用者や家族に対して社会通念を逸脱した行為を行った場合
  - ・当事業所が破産した場合
  - ・当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合（当事業所より文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただきます場合があります）
  - ・利用者がサービス利用料金の支払いを3カ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず10日以内に支払わない場合

訪問看護のサービス提供開始にあたり上記のとおり重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 特定非営利活動法人訪問看護ステーションゆいまーる

所在地 東京都武蔵村山市榎3-5-1-2 サウスウインド1F

管理者 田中 薫

説明者 \_\_\_\_\_

私は、事業者から訪問看護についての重要事項の説明を受けました。また、サービス会議等におきまして、利用者及び家族の個人情報を用いることを同意しました。

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

家族 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 続柄 \_\_\_\_\_

代行者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 続柄 \_\_\_\_\_

# 訪問看護契約書

## 第1条 契約の目的

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の主旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう訪問看護を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

## 第2条 契約期間

- 1 この契約の契約期間は令和 年 月 日から利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

## 第3条 訪問看護計画

事業者は、利用者の身体状況や療養生活全般を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「訪問看護計画」を作成します。事業者はこの「訪問看護計画」の内容を利用者及び家族に説明します。

## 第4条 訪問看護の内容

- 1 利用者が提供を受ける訪問看護の内容は【訪問看護重要事項説明書（以下説明書という）】に定められたとおりです。事業者は、説明書に定めた内容について、利用者および家族に説明します。
- 2 事業者は、サービス従業者を利用者の居宅に派遣し、訪問看護計画に沿って説明書に定めた内容の訪問看護を提供します。
- 3 第2項のサービス従業者は、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士等です。

## 第5条 サービス提供の記録

- 1 事業者は、電子カルテ上で看護記録Ⅱを作成し、この契約終了後2年間保管します。
- 2 当該利用者に関するサービス実施記録は、電子カルテシステムへ厳重な管理のもと保管します。また、紙面による記録は、当事業所の施錠された保管庫へ厳重に管理します。

## 第6条 料 金

利用者は、サービスの対価として説明書に定める利用者単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。

(現金での支払い)

- 1 事業者は、原則として利用月の翌月の15日頃に請求致します。

- 2 利用者は、事業者が発行する利用料請求書に記載された料金を支払います。
- 3 事業者は、利用者から料金の支払いを受けた時には、利用者に領収書を発行します。
- 4 利用者は、居宅においてサービス従業者がサービスを実施するために使用する水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。

(口座振替での支払い)

- 1 利用者は、「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」に記入・押印し事業者に提出します。
- 2 事業者は、口座振替の手続きを行い、原則として利用月の翌月の28日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に利用者の申し込んだ預金口座より利用料を引き落とします。
- 3 事業者は、利用料引き落とし後、利用者に対し領収書を発行します。
- 4 利用者は、居宅においてサービス従業者がサービスを実施するために使用する水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。

## 第7条 サービスの休止・中止

- 1 利用者は、事業者に対して事前に通知をすることで、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2 社会情勢の急激な変化、感染症の蔓延、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱等により事業者の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせていただく場合があります。
- 3 2に関して事業者が義務の履行が遅延、もしくは不能になった場合、訪問を休止することもあります。
- 4 3に関して事業所は、他の事業所への紹介など出来る限り適切な対応をいたします。

## 第8条 契約の終了

- 1 利用者は、1週間の予告期間において、事業者にも書で通知することで、この契約の解約をすることができます。但し利用者の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内でもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合は、利用者に対して1ヶ月の予告期間を置いて理由を示した書で通知することで、この契約を解除することができます。
- 3 次の理由に該当した場合は、利用者は書で通知することで直ちにこの契約を解除することができます。
  - ④ 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
  - ⑤ 事業者が守秘義務に反した場合
  - ⑥ 事業者が利用者やその家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
  - ⑦ 事業者が破産した場合

4 次の理由に該当した場合は、事業者は文書で通知する事により、直ちにこの契約を解除する事ができます。

- ① 利用者のサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず支払われない場合
- ② 利用者またはその家族が事業者やサービス従業者に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合

5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動終了します。

- ① 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ② 利用者が介護保健施設に入所した場合
- ③ 利用者が死亡した場合

## 第9条 秘密保持

1 事業者およびサービス従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者および家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2 事業者は、利用者から同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。

3 事業者は、利用者の家族から同意を得ない限り、サービス担当者会議において、当該家族の個人情報を用いません。

## 第10条 賠償責任

事業者は、サービスの提供に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

## 第11条 緊急時の対応

事業者は、訪問看護の提供を行っている時に、利用者の病状が急変したり、その他必要な場合には、速やかに主治医に連絡をする等の必要な処置を講じます。

## 第12条 24時間連絡体制

緊急時訪問看護加算を希望された利用者から、電話で看護に関する意見を求められた場合は、電話で相談に応じたり、利用者の状況に応じて直接自宅へ訪問し、訪問看護を提供します。また、状況に応じて主治医へ報告し指示を受け対応します。

## 第13条 連 帯

1 事業者は、訪問看護の提供にあたり、介護支援専門員および保健医療福祉サービスを提供する者と協働連携を行います。

2 第8条2項または4項に基づいて解約通知をする際は、事前に介護支援専門員に連絡します。

#### 第14条 相談・苦情対応

事業者は、利用者からの相談、苦情に対する窓口を設置し、訪問看護に関する利用者の要望、苦情等に対し、敏速に対応します。

#### 第15条 本契約に定めのない事項

- 1 利用者および事業者は、信義誠実を持ってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他の諸法令の定める所を尊重し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

上記の契約を証する為本書2通を作成し、利用者、事業者が署名の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日                      令和      年      月      日

指定訪問看護事業者

事業者名 特定非営利活動法人訪問看護ステーションゆいまーる

住 所 武蔵村山市榎3-51-2 サウスウインド1F

代表者名 管理者              田中 薫

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

家 族 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 続柄 \_\_\_\_\_

代行者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 続柄 \_\_\_\_\_